

利用者情報に関するワーキンググループ（第18回）

令和6年12月20日

【小玉利用環境課課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループ第18回会合を開始させていただきます。

事務局を務めます総務省利用環境課の小玉です。本日もお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、SPSIの見直しに関する議題を取り扱います。個人情報保護委員会に加え、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会様にオブザーバーとして御参加いただいております。

また、詳しくは後ほど事務局から御説明差し上げますが、先月のICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第4回会合におきましてSPSIが取りまとまりましたが、今後、本ワーキンググループにおいて、新たにSPSIに関する議論をさらに深めていくため、新しい先生方に御参加いただくこととしております。

簡単に御紹介させていただきます。

まず、LM虎ノ門南法律事務所の上沼先生に今回から構成員として御参加いただきます。

また、セキュリティや青少年保護に関する有識者として、森・濱田松本法律事務所の蔦先生、日本スマートフォンセキュリティ協会の仲上先生、早稲田摂陵高等学校の米田先生に今回からオブザーバーとして御参加いただきます。どうぞよろしく申し上げます。

これに関連しまして、ワーキンググループの開催要綱を参考資料18-1のとおり改定しておりますので、後ほど御確認いただければ幸いです。

なお、開催要綱にもございますけれども、今回から事務局の編成に若干変更があり、利用環境課が、情報流通行政局情報流通適正化推進室及びサイバーセキュリティ統括官室の支援を受けて事務局を運営する形になりますので、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。

山本主査、どうぞよろしく申し上げます。

【山本主査】 よろしく申し上げます。

それでは、まずは、今回新たに御参加いただく皆様に、一言、御挨拶をいただければと

存じます。

仲上オブザーバーは、御都合により冒頭のみのお出席とお聞きしておりますので、仲上様から上沼様、それから蔦様、米田様の順で一言お願いできればと思います。

それでは、仲上様、お願いいたします。

【仲上オブザーバー】 皆様、初めまして。日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会部会長の仲上と申します。

SPSIの議論を深められるということで、従前、SPIにつきましては日本スマートフォンセキュリティ協会でも様々、御検討に参加させていただいた経緯もございまして、この度、今回の会に御参加させていただくという運びになりました。今後ともよろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

続きまして、上沼様、お願いいたします。

【上沼構成員】 弁護士の上沼です。

スマートフォン・プライバシー・ポリシーだから、SPPですかね、とか言っていた頃に少し関わったことがあるのですが、今回、主に青少年の関係の観点からお話をさせていただければと思っています。よろしく申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。

続きまして、蔦様、お願いいたします。

【蔦オブザーバー】 森・濱田松本法律事務所の弁護士の蔦と申します。呂構成員と同じ事務所で働いております。今回、SPSIのさらなる検討を深めるというところで、セキュリティの観点からオブザーバーとして参加するとお聞きしております。

私が弁護士として取扱う主要分野といたしましては、サイバーセキュリティ、個人情報保護、通信、あとはサイバーセキュリティに関わる範囲で経済安全保障に係る相談も最近増えておりまして、基幹インフラに関する話や、セキュリティ・クリアランスなどの相談も増えているところになっております。このワーキンググループでもお力になればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、最後に米田様、お願いいたします。

【米田オブザーバー】 皆さん、こんにちは。大阪の早稲田摂陵高校の米田と申します。

情報、英語、社会科の教員を務めており、文部科学省の高等学校学習指導要領（情報編）

の作成に携わったり、経済産業省の「未来の教室」STEAMライブラリーワーキンググループの委員を務めたり、総務省の「高校生ICTカンファレンス」の実行委員長を務めたりと、青少年のネット利用に関する活動に幅広く関わっております。このワーキンググループにおいても、これまでの経験を活かし、皆様のお力になれば幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、新たに御参加いただく皆様を含めまして、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に移りたいと思います。

SPSIの見直しにつきまして、まず、資料18-1から3につきまして事務局から御説明いただき、一度、意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。資料18-1から18-3について御説明を差し上げます。

まず、資料の説明に入ります前に若干の振り返りをさせていただきます。

先生方のおかげをもちまして、11月29日開催の第4回の研究会におきまして、WG報告書とスマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ、これをSPSIと言っているわけですが、これについて御了承いただき、セットがされたところでございます。

他方、SPSIの検討課題としましては、報告書にも記載したとおり、ウェブサイトへの対象拡大などが検討課題として挙げられております。また、パブコメにおきまして、青少年保護に関してアプリ事業者等が行うべき望ましい事項というものの記載が少ないため、含めるべきではないかという御意見が寄せられています。

さらには、SPSIで規定する事項の多くが「何々することが望ましい」というような記載になっており、何がどこまで求められるのかということが必ずしも明確ではないということで、その望ましい度合いを整理すべきではないかというような御意見もございました。

そこで、第4回研究会の場で、宍戸座長からこれらの検討課題に対処するため、必要な構成員の先生方を追加した上で、速やかに議論を始めるべきとの御指示がございまして、本日のWGの開催に至ったものでございます。

それでは、個々の論点につきまして、簡単に御紹介し、今後の進め方やいくつかの議論の材料を提供させていただければと思います。

資料18-1を御覧ください。1ページ目です。今後のWGで検討を深めていくべき事項について記載しています。大きく分けて3つございます。1番目がSPSIの対象スコープでございます。これは昔からいらっしゃった先生方には御案内のとおりだとは思いますが、SPSIはスマートフォン上の情報の取扱いを定めるものでして、それ以外のスマートデバイスについてどう考えたらいいのか、調査を行った上で検討すべきではないかということでございます。もう1点目がウェブサイトでございます。アプリケーションとウェブサイトがございますけれども、今のSPSIでは、スマートフォンのアプリを主に扱っておりまして、スマートフォンからウェブサイトを閲覧することについては、必ずしもカバーされていないところでございます。これにつきまして、アプリケーションとウェブサイトを取得する利用者情報の取扱いに差異があるかどうかについて調査等を行い、ヒアリング等の適切な対応を行った上で、ウェブサイトを対象とするべきか検討すべきではないかというような論点でございます。これが大きく分けて1番目の対象スコープの話でございます。

2番目は青少年保護でございます。スマートフォンの低年齢からの利用が進んでいることを踏まえて、SPSIにおいても青少年保護について、取り組むべき事項、望ましい事項について検討すべきではないかという論点でございます。

3番目が位置づけです。先ほども簡単に御紹介しましたが、SPSIは法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者の望ましい対応を記載しているところですが、その望ましいとされる度合いについて整理して構造的に示すということを検討すべきではないかということでございます。

2ページ目、スケジュールです。今後の検討のスケジュールでございますけれども、論点によって若干緩急をつけておりまして、青い色の矢印、青少年保護、望ましい事項の再整理の議論については、来年1月から3月にかけて当面優先して議論を行いたいと思っております。薄紫の矢印、例えばウェブサイトへの拡大等がこれに当たりますけれども、調査やヒアリングを行った上で、主に4月以降に実質的に議論を行うことができればいなというふうに考えております。

なお、※印として、注釈として、公正取引委員会のスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会との連携を行うということを書かせていただいております。この公取委の検討会については、後ほど御確認いただければと思っておりますけれども、参考資料18-2に記載がございます。公取委では、スマホ市場に競争を導入するという観点から、いわゆるスマホ新法の施行を今、準備しているところでござい

して、来年12月に施行予定ですが、そのために政省令やガイドラインの検討をこの公取委のスマホ新法の検討会で行っているところでございます。検討会には総務省もオブザーバー参加しており、SPSIの内容など、関連が深いものもございまして、11月29日の研究会の場で宍戸座長からしっかり連携を進めていくようにというような御指示をいただいております、このような記載をしております。

3ページ目でございますが、青少年保護や、望ましい事項の再整理、SPSIの対象スコープの検討に際しましては、ヒアリングなどもさせていただこうと思っております。例えば、スマホアプリ提供者、スマホアプリストア運営者ですとか、あるいは対象スコープのお話になりますと業界団体もございまして、ウェブサイト運営者、経済団体などを想定して、いろいろな方々から御意見を聴取した上で進めていきたいと思っております。

次に、資料18-2をお願いしたいと思っております。ウェブサイトへの拡大の準備に関するところですけれども、SPSIはスマホアプリの利用者情報の適正な取扱いに関して記載をしております、スマホ、あるいはパソコンからブラウザを通じたウェブサイト閲覧の際の利用者情報の取扱いについては、基本的に対象に含んでおりません。そのため、ウェブサイトへの対象拡大に関する検討の準備として、まずは以下のような事項について調査しましょうということを書かせていただいているのが調査する事項（例）というところでございます。アプリケーションとブラウザの間で、利用者情報を取得する主体や種類、取得する情報の利用目的、取扱い方法にどのような差異があるのか調査をしていくということでございます。ウェブサイトを対象とするとした場合は、SPSIと同じ内容が関係事業者に適用されることもあろうかと思っておりますし、必ずしもそうでない場合もあるのではないかとというような視点があります。

なお、SPSIではなくてSPIだった頃ですけれども、2012年に策定された頃に整理されたペーパーによりますと、アプリの場合、ブラウザの場合と分けておりまして、ブラウザの場合のほうがアクセスできる利用者情報というのはアプリと比較して少ないのではないかとというような分析結果みたいなものが示されているところでございます。そういったものも参考に、あるいはアップデートして、まずは調査を進めてまいりたいと思っております。以上が資料18-2でございます。

資料18-3でございます。資料18-3は、望ましいとされている度合いの構造的な整理ということで、ごく簡単なイメージを作成させていただいております。ピラミッドの絵がございましてすけれども、まず、底辺の義務的事項として、SPSI、非常にたくさんの規律が並

べられていますけれども、まず、義務的事項と書かせていただいているものは、電気通信事業法や個人情報保護法による規律というのを直接引いているものもないわけではないですけれども、多くの場合、個人情報保護法の規定に準じた形で利用者情報の取扱いにおいても遵守することが望ましい事項ということで、いろいろな規定を記載させていただいております。例えば、利用者情報の利用目的の特定をしましょうとSPSIに書かせていただいているところですが、個人情報につきましては、法律でリーガリーバインディングな形で規定されております。また、適切な安全管理措置というのも利用者情報でも大切にしていける要素としてSPSIで書かれていますけれども、個人情報法23条にはリーガリーバインディングな形で規定されているものがございます。こういった他の法律を参照したり準拠したりして、参考として位置づけているものを義務的事項として一番下のレイヤーに移しています。

もう一つ、先進的事項というピラミッドのトップのところでございますけれども、こちらはプライバシーやセキュリティを高いレベルで実現しているようなもの、例えばアプリによる利用者行動のトラッキングを行う場合の同意取得ですとか、あるいはデータポータビリティに関する事項のようなものはSPSIにも書いてございますけれども、必ずしも法令的にこれを義務とすべきというようなもので何かに書いてあるものではございません。こういった先進的事項、義務的事項というものがある中で、その間に含まれるものが望ましい事項というところがございます。

そこで、より具体的に示しているのは資料18-3の2ページ目でございます。オレンジ色の丸っこいものがいろいろと書いてありますけれども、SPSIの今までの構造に倣っていくつか関連する事項をピックアップして、3層に並べて見ているものです。望ましい事項として例えば、ダークパターンの回避を書かせていただいております。また、こどもの利用者情報の高い水準での確保など、そういったものが望ましい事項に入っているのではないかというふうに書いています。義務的事項になりますと、日本の法律にかなり準拠しているとか参照しているもので、義務的事項として、9つのものを並べていますけれども、その上に、例えば外国の法律を見にしているものすとか、ガイドラインを参照しているものを望ましい事項として、イメージとして書かせていただいております。

そして、今、申し上げたアプリによるトラッキングの同意取得など、そういったものについては、必ずしも法律による裏づけといたしますか、そういったものをしなければならないということが決められていないのではないかとといったイメージで先進的事項に区分けを

させていただいております。

このように構造的に示すということで、今回、粗々のイメージとして事務局から御発表させていただいておりますけれども、本日、先生方から忌憚のない御意見をいただいて、今後も整理を継続させていただきたいなというふうに思っております。

事務局からは、一旦、以上でございます。よろしく申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問がありましたら、ぜひ御発言いただければと思います。チャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、私のほうから指名をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、早速ですが、太田さん、お願いします。

【太田構成員】 DataSignの太田です。御説明ありがとうございます。私からいくつかコメントさせていただきます。

まず、1つ目ですが、対象スコープのところ、①デバイス、②ウェブサイトとありまして、ウェブサイトはヒアリング先を含めて業界団体、ウェブサイト運営者、経済団体とありますが、デバイスについて今回あまり説明がなかったと思っております、例えばウェアラブルデバイス提供事業者とか音声デバイス提供事業者、そういったところへのヒアリングというのもデバイスの拡大を検討する上で必要なのではないかと思ったというのが1点目でございます。

2点目ですが、こちらは資料18-2のところでございます。調査する事項(例)のところ、調査する事項に追加すべきと思ったものとして、まず一つはアプリとブラウザで利用者情報の取得方法はどういうふうに違うかみたいなところも調査すべきかなと思います。アプリの場合はSDKで、ブラウザの場合はJavaScriptで、といったことが多いわけですが、それぞれ取得方法がちょっと違ったりしますので、そこについても調査すべきであると思います。

もう一つ、追加すべきだと思ったのが、ちょっと表現が難しいんですけども、SDKとかJavaScriptを提供している事業者、今のSPSIの中でいうと情報収集モジュール提供者が何ができるかみたいなところに差異があると思っております。もう少しかっこよく言うと、サプライチェーンリスクみたいな感じになるのかもしれないですけども、セキュリティのほうにも関わってくると思うのですが、例えばJavaScriptで、結構問題になっているの

がクレジットカードの流出、漏えいみたいところでウェブスキミングが大分増えてきておりますけれども、これはブラウザ側に特化したリスクだかなと思っておりまして、そういったサプライチェーンのリスクというところにも違いが出てくるので、そういったところの差異も調べるべきだと思いました。

最後に、次の資料の再整理のイメージのところですけども、まず、利用者行動のトラッキングに関する同意取得が先進的事項のところに入っていますが、これ、先進的なのか気になっておりまして、言いたいこととしては、iOSにおいては既に強制的に同意を取得しないといけないということになっており、IDFAを取得するときは同意を取得するということになっているので、先進的事項と言いながらも、アプリについてはほぼみんな守らざるを得ないみたいなことになっているのは少し違和感がありました。区分けが増えてしまうかもしれないですが、OSやブラウザの機能によって、実現できている項目とそうでない項目みたいなものがあると思っていて、SPSIに書いてあるけれども、これはもうApple、iOSの機能としてあるのか、これはないから個別に自分で対応しないといけないのかが分かりやすくなると、SPSIを参考にされる事業者も使いやすいのではないかなと思いました。

最後ですけども、ダークパターンのところですけども、望ましい事項にダークパターンの回避というところがありますが、多分、ダークパターンの中にもグラデーションがあるような気がしていて、義務的事項として、例えば消費者契約法みたいなところで、消費者の誤認を招く行為みたいなものが問題になったりすると思いますが、そういったダークパターンはもう義務的事項だと思いますし、先進的事項としてのダークパターン回避というと、同意と拒否を並べて、同じ大きさで一発でできるようにするとか、そういったところは望ましいになるのかもしれないんですけども、そういうダークパターンの回避というところに関しても、結構、グラデーションがあると思いますので、一くくりにしないほうがいいのかと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

御質問、御意見いただいて、まとめて事務局のほうからコメントをいただければと思います。

それでは、続きまして、寺田さん、お願いします。

【寺田構成員】 よろしくお願ひいたします。私のほうもちよっと量が多いのですが、最初の段階でざっと概要的な部分をお話ししておけばいいかなと思います。

まず、想定ヒアリング先のところで、青少年のところ、実際に対応されているような団体、今回、関係者の方もいらっしゃるが、安心ネットづくり促進協議会とか、ソーシャルメディア利用環境整備機構ですか、こういったところというのも、具体的に何を考えてやっていたらいいのかをお聞きできるので、ぜひヒアリングでお呼びいただければいいかなと思っています。

また、デバイスのところが抜けていましたので、そこは太田さんとほとんど同じような考え方ですが、スマートウォッチとか健康器具系で、そもそもスマホのアプリと連携しないことには使えないといったものは、多分、スマホのアプリに含まれるということになると思うのですが、そういったところをはっきりと明確化しておくということが一つあります。車載器とか家電のようなタイプというのは、スマートフォンにデータを送るのではなく、各企業のほうに一旦データを送って、それをスマホのアプリに送るというような、全然ルートが違いますので、この辺りが、一部、外部送信規律でかかるところはあると思いますけれども、必ずしもかかっていない、何らこういったガイドラインであまり言われていないものというのがありますので、ちょっとここは経産省さんとのデマケというところもあるかもしれませんが、この辺りというのは検討の中に入るのはないかと思っています。

それと、ブラウザですね、太田さんのほうからお話がありましたが、ブラウザ自身はいわゆるアプリの一種で日々進化しているところがあります。先ほどお話があったように、広告IDのトラッキングはアプリではかなり制限されていますけれども、ブラウザではサードパーティークッキーというのがまだそれほど厳しくなっていないなど、こういった機能的な部分での差もありますので、こういったところというのはちゃんと追っておく必要があるのかなと思いました。

望ましい事項の再整理で、義務的事項のところを義務事項と義務的事項に分かれてしまうような部分があるので、ここは少し気をつけて明確に書き分けていただけたらいいのかなと思っています。法律を引っ張ってきてそのままのものは義務事項ですし、法律の中のガイドラインなどで望ましいとされているようなものは義務的事項だと思いますが、その線引きが曖昧になると、また事業者からどうだったっけという話になりますので、ある程度明確にさせていただけるといいかなと思っています。特に個人情報が含まれる場合とそうでない場合の線引きというのが分かりにくくなることがあるので、気をつけていただければと思います。

トラッキングは先ほどお話があったとおりですが、これをやはり先進的事項にするというのは私も違和感があります。世界的に見た場合には、もはや義務的事項に近いところになっているのですよね。日本においていきなりそこへ持っていくのは難しく、望ましいというところだろうと思っています。

それから、同じくダークパターンですが、ここでやはり気をつけないといけないのは、基本的にダークパターンは、利用者をだますような行為です。そういったものをやらないのが望ましいというのは、やっぱり行政機関の発信としては、ちょっと具合がよろしくない、だますようなことはしてはいけないよというのがやはり基本になると思いますので、望ましいというところで置いてしまうというのはちょっと危険だと思っています。

私からは以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただいたと思います。

太田さん、寺田さんと続きまして、森さんの御質問、御意見等で一旦区切って、事務局から御回答と申しますが、今までのところでの回答をいただければと思います。

それでは、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御説明、ありがとうございます。しっかりおまとめいただいたと思います。

私は望ましい事項の再整理について申し上げておこうと思っていたら、寺田さんに非常に的確に言っていたので、それほど新しく申し上げることはないのですが、ダークパターンが望ましいところに入っているというのは非常に違和感がありますし、さらに言いますと、太田さんの御指摘のあったトラッキングに関する同意取得、これが先進的というのもちょっとどうかなと思いました。

考え方として持っておいたほうが良いと思うのは、一つは太田さんから御指摘のありました、既にブラウザ等の仕組みによってOS事業者等が実現してきて、ある種、それを期待しているユーザーとしては、その限度においては守られていると思っているもの、デファクトと言ってもいいのかもしれませんが、そのデファクトの部分については、やはり先進的というよりは望ましいでしょうということです。

もう一つは、先ほどのダークパターンに関する寺田さんの御指摘にも関わりますけれども、SPSIが一番最初にできたとき、どういう考え方をするかということなんですけれども、もちろん、ベストプラクティスではあるわけなんですけれども、その中にきちんと法令事項みたいなものを取り込んで、これを守っていれば法律もちゃんと守れるよと。ただ、少

し大回りしている部分があるから、その限度でベストプラクティスだったわけですし、もう完全なベストプラクティスで理想的な世界、エルドラドを描いたものではないわけです。結構シビアな法令の要求があって、それはここで書きいただきました公法的要求が既にあるもの、電気通信事業法とか個人情報保護法の法令的要求で公法的なものがあるもの、プラスプライバシー侵害になるのではないか、さすがによくはないのではないかというのも考え方としては入っています。特にダークパターンみたいなもの、例えば同意ボタンを出している間に、もう既に同意してないのにどんどんデータの取得が進むとか、外部送信がどんどん進むとか、そういうのはほとんどプライバシー侵害になるのではないかと思いますので、考え方としては、公法的規制があれば義務的なところでしょうし、プライバシー侵害というのは判断ですから、必ず法令の要求だとは言えないのかもしれないから、プライバシー侵害は望ましい事項で、あとはブラウザ、あるいはOS事業者によって達成されているものというのも望ましい事項といった考え方で整理をしていただいて、先進的と望ましいと義務的事項の区別をしていただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

【山本主査】 薦さんが55分に御退出ということなので、事務局のお話の前に御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

【薦オブザーバー】 ありがとうございます。薦でございます。

私のほうから、主にセキュリティの観点からいくつかお話をさせていただければと思いますが、まず、資料18-1、ヒアリングの対象ですが、特にアプリストア運営者というのは結構重要だと思っておりまして、今、アプリストアというと、日本では2社ぐらいしか浮かばないというところがありますけれども、その2社だけでいいかどうかというのは検討が必要かなと思っておりまして、実際に2社以外に細々やっているところは既にあるとは認識しておりますし、今回の法改正を受けて、これから開くことがほぼ確実視されているような事業者というのはおそらくいるのではないかと考えておりますので、今は運営してないけど、運営することが見込まれるところは対象にしてもいいのではないかと、検討してもいいのではないかとというところが1点目でございます。

2点目が18-3の区分けのところ、特にセキュリティの観点で3つにきれいに分けることができるかというとなかなか難しいところもあると思っておりまして、御案内の方も多いとは思いますが、サイバーセキュリティ、セキュリティ対策をやる上で、これだけは絶対やっておくべきといった基本的なものはある程度挙げることは思っ

おりますが、それ以外は、いろんな脅威に対するいろんな対策というものがあり、どうしてもリスクベースアプローチにならざるを得ないという側面があると思っております。そのリスクベースでやるというところをどうこの3段階に落とし込むかというところがなかなか悩ましいなど、お話を聞きながら思っていたところです。

ただ、手がかりとなるものとしたしましては、例えば金融分野になりますけれども、10月に金融分野のサイバーセキュリティガイドラインというものが公表されておまして、基本的事項というものと望ましい事項の2つに分けてそれぞれ対策事項を書いているといたします。基本的事項ですごい数が多くてややこしいところがあるんですけども、そういったものも参考になるかもしれないというところが一つございます。

次のページの一覧表に書いていただいている義務的事項というところ、先ほどの寺田構成員の御指摘のとおり、義務と義務的にはどうしても分かれてしまうと思うので、両方を含む趣旨なら基本的事項みたいな名前になるのかなという感じはしておりますが、その中で、気になったのが一番右下の電気通信事業法への対応というところがあったかなと思っております。こちらは御案内のとおり、最近の改正で特定利用者情報に関する規律が入っていて、一定の大規模な事業者についてはガバナンスに関する義務が入り、その中にはセキュリティに関するものも入っているというところがあります。かつ特定利用者情報には通信の秘密も含まれますので、通信の秘密の取扱いの一環として、特定利用者情報に関する規律というのが入ってくるかもしれないので、どう位置づけるかというところはあると思っております。特にアプリストア提供者みたいなプラットフォーム的なことをやっている事業者がメインの対象だとは思いますが、どこに位置づけるのか、そもそも入れるのか入れないのかというところは議論してもいいのではないかと思っているというところが1点。また、サプライチェーンという単語も出てきましたけれども、個人情報法の観点では委託先の管理といった義務もありますので、安全管理措置義務にプラスして委託先の管理も入ってくると思っております。

加えて、ソフトウェアに関するサプライチェーンについては、なかなか委託などといった整理はできないというのはありますが、特に経産省が中心だと思っておりますが、いわゆるSBOMに関する取組をやっていると理解しておりますので、それを電気通信関係で、アプリ関係でそのまま入るかどうかというのはあるかと思っておりますけれども、それも一つ参考になると思っているところです。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

次に木村さん、江藤さん、呂さんからお手が挙がっているんですが、一旦、ここで事務局から御回答いただければと思います。よろしくお願いします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございます、事務局でございます。数々のすばらしい御指摘をいただいて、大変参考になります。

資料18-1、太田先生からも寺田先生からもいただきましたけれども、確かに想定されるヒアリングとしてウェブサイトへの拡大等というふうに大まかに書いてしまっていて、ウェアラブルデバイスですとか、そういったデバイス関係について、特段記していませんけれども、もちろん、対象から外しているということではございませんので、よく考えていきたいと思っております。

また、アプリストア運営者、大きなところが2つというところがございましたけれども、もちろん、潜在的に参入されるようなところがもしあるようであれば、こちらについては薦先生御指摘のとおり含めていきたいと思っております。

それから、資料18-2でございますけれども、調査の事項につきましては、これは例示したものでございますけれども、太田先生からいただきましたように取得方法もきちんと着目していきたいと思えますし、サプライチェーンリスクみたいなことで、どのようなリスクがあるのかというアプローチになるかもしれませんが、ウェブスキミングなども含めて、例えば脅威みたいなものがどういうふうが発生するのかというところがどこまで含められるかはありますけれども、ある程度、アプリケーションのブラウザの間での違いみたいなものを示すことができればと思っております。

それから、資料18-3はいろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。利用者行動のトラッキングに関する同意取得については、確かにデファクト・スタンダードとなっているとは思いますが、今回、法律でどうなっているのかを法律から遠いか近いかというところで、御参考までに分けさせていただいた、まさにこれはイメージですので、有識者の先生方がおっしゃるようなトラッキングについて、皆さんが普及しているということであれば、またその位置づけについてはもちろん考えさせていただこうと思えます。

ダークパターンの回避が望ましい事項でよろしいのかということがございました。確かににおっしゃるように、消費者契約法などで問題となっているダークパターンとそうでないダークパターンがきっとあると思ひまして、そういったものの位置づけについては、部分的に例えば義務的事項のほうに行くとか、そのようなことは考えさせていただくのは一つ

あるのかなと思いました。

また、義務的事項と本当に法律がかかる義務のところがあるだろうというところと、あるいは特定利用者規律みたいなものも含まれているのでおっしゃるとおりなんですけれども、そういったところで、義務と義務的とで分けるというようなことも考えていきたいなというふうに思いますし、ある程度、何が義務なのかというところは分かるようにしていくというところが新しいステップとして重要なものかもしれないなと思いました。

ひとまず、事務局からは、かなりいろいろいただいていたのですが、非常に大切な御意見だと思いますので、また踏まえて、資料18-3につきましてはまた新しいカテゴリー分け、あるいはもう少したくさんの事項について御紹介できるようにしたいなと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。

実は、まだ御質問、コメントのお手が挙がっているので、後で少しクイックな形で御回答いただければと思います。木村さん、お願いします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。

先日、主婦連合会で会員にSPSIについて説明して、そこでいただいた意見も踏まえて発言したいと思います。利用する側にしてみると、どこまで事業者が取り組んでいるのかが見ただけでは分からないということで、今回望ましい事項と義務的事項と分けることは大変いいことだと思っています。

青少年が利用している望ましくないアプリがあるのだけれども、こういったことはどうなっているか確認してほしいし、きちんとやっていただきたいという意見がありましたので、青少年に対して今後取り組むことも利用者側からは期待されているということを申し上げておきます。

それから、アプリとブラウザの間でどうなっているかということで、2012年の図がありましたけれども、その当時から技術的に変更とかが私には分からないので、その辺りを次回以降、もしよろしければ、ハード的な側面、ソフト的な側面で、変更があれば教えていただきたいと思います。

それから、望ましい事項について、先ほどほかの構成員の方から御意見がありまして、私も同様に、トラッキングやダークパターンについてはもう少し検討が必要かと思ひますし、特にダークパターンについては、先ほど事務局からも御説明がありましたけれども、ダークパターンでまとめてしまうのではなくて、濃淡というか、その中でも本当に駄目なこととグレーなこととあるのではないかというところはあります。

今、個人情報保護法が検討されている中で、それが決まったら義務的事項になるという理解でいいかという指摘が会員からありまして、そういったことも含めてきちんと義務的事項については固めていく必要があると思っています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、江藤さん、お願いします。

【江藤構成員】 私からは簡単に1点だけ、資料18-3の先ほど来から議論になっている望ましい事項の3段階についてなんですけれども、理論的には4段階もあり得るのではないかと思っております、義務的事項の中で先ほどの義務事項、義務的事項という話もありましたが、その上で望ましい事項、いわゆる英語で言うプリファードとストロングリープリファードですかね、いずれにせよベストプラクティスですので、我々がどれぐらい強く望んでいるのかという主観的期待を込めた量的な概念を盛り込むことは、事業者に対して過度なプレッシャーにならないのではないかというふうに思いますので、この点はプリファードとストロングリープリファードで分けまして、先ほど構成員の先生方から議論がありますダークパターンの回避やこどもの利用者の高い水準については、かなり我々のほうで強く望んでいるというメッセージを発してしまうのがよいのではないかと。

そうしますと、先ほど来、先進的事項、本当に先進的なのかという議論もありますけれども、こういった先進的事項ではなくて、今まで我々が想定していなかったような、しかし、将来的に、中長期的に見ると、必ず法律的には最終的には入っていくだろうというような内容を盛り込んでいくことが本来的には3段階から4段階に移行して望まれるのではないかという意見を持っております。

私からは以上です。

【山本主査】 どうもありがとうございます。

それでは、呂さん、お願いします。

【呂構成員】 ありがとうございます。

私からは大きく分けて2点ございまして、まず、対象の拡大のところについて、今までアプリをメインの対象にしていたところから、ウェブサイトやデバイスに対象を広げるということで、それ自体は大枠としては望ましい方向だと思っているのですが、やはり2012年の策定当時もアプリの場合とブラウザの場合とでかなり状況が異なるという前提はあったところですので、ブラウザ、デバイスに広げるとなると、事業者の方に、「アプリとブ

ブラウザで、こういった同様な部分が多いので対象を広げる必要がある」など御理解いただいて守っていただく必要があるかと思います。SPI自体は、法律やガイドラインではなくて、法律で定められていることでなければ違反しても執行されないもので、やはり御理解いただいて守っていただく必要があるかと思うので、調査、特に技術的な違いに関する調査を丁寧に行っていただくことは重要だと思いました。

そこで、具体的に付け加えていただきたいと思いましたがユーザーコントロールのところでした、今までアプリについては、SP0、スマートフォン・プライバシー・アウトルックで、ほぼ毎年アプリについての状況を調査し、アプリストアやOS事業者の取組、例えば端末識別子を広告識別子の利用にする、広告識別子をリセットできるようにする、アプリのトラッキングを防止できるようにするなどいろいろな施策が導入されてきたのを見てきたところでした。こういった調査はブラウザについては行っていませんでしたが、ブラウザでも、プライバシー設定で、cookieを管理できる、それもサイトごとにcookieをリセットしたり、サードパーティークッキーの付与自体をブロックしたりなど、ユーザーにおいていろいろなことができるようになっていきますので、こういったアップデートも見ていただくといいのかなと思いました。

もう1点としては、先ほど来議論になっている資料18-3の望ましい事項の整理のところ、ぜひ事業者の方からのヒアリングを丁寧にできればと思っています。今の議論の流れですと、法律の義務と、基本的事項、望ましい事項と先進的事項で4段階ということですが、もちろん、法律で課されているところを守るのは当然として、それ以上のところについて、ガイドラインレベルでもないガイダンスで、特に執行なども法律で定められているところがない中で、どこまで守るべきかを事業者の判断に委ねてしまうと、誠実で真面目な事業者の方はコストをかけてできる限り守る一方、そうでもない事業者においては守らないということになりかねず、公平性の点で疑問が生じるように思います。また、特にSNSなどの大手のプラットフォームとなると海外事業者が多いので、執行もない中で海外の事業者に守っていただくという観点からは、望ましい事項や先進的事項についてどこまで守ればいいのか、実際に現場レベルでどのように説明して納得していただくのか、こういった形が理解しやすく守りやすいのかを丁寧にヒアリングできると良いと思いました。

私から以上です。

【山本主査】 非常に重要な御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、太田さん、2回目ということでちょっと後に回させていただきます、上沼さん、

お願いいたします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

皆さん重要な御意見を言っているの、私は一言だけ、資料18-3の位置づけのイメージですが、これがどこに入るかはともかくとして、今までの話を聞いていて思ったのは、なぜ事業者がその取組を行うのかという裏のポリシーみたいなものを書いておいていただけると、ユーザーとしては分かりやすいのではないかと思ったので、義務でも何でもなく、先進的事項の辺りなのかもしれませんが、なぜそういった対策を取るのかというような裏の考え方みたいなものがあるとありがたいなと思いました。特に青少年関係の話まで入れるとすると、どういう考え方でそういう整理をしているのかって結構重要だと思いますので、そんなことがあったらいいなと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、生貝さん、お願いします。

【生貝主査代理】 ありがとうございます。私から簡単に2点だけ。

1つはこのページに関して、先ほど江藤先生から言及のあったストロングリープリファードというのはあり得ると思ったところです。特に子どもやダークパターンに関することは、ヨーロッパはもとより、アメリカの状況と比較していても、我が国に法規制がないのが不思議な状況というのが一つあると思います。そこを特に望ましい事項として示していくということ、そして、やはりこのソフトローですと、先ほども出たように、海外の事業者には、なぜ法的義務のないことを守らないといけないのかといったことを説明するのにいつも難しい場合があるところ、そういった理由づけも含めて強く推奨される事項だといったようなことをどう発信していくかがまさにイニシアティブの価値というものにかかってくると思いました。

以上です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、お時間のほうもありますので太田さん、森さん、やや短めにとします。

それでは、太田さんからお願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。

1点追加で、青少年観点ですが、ゲームのデバイスなりも考えたほうがいいかなと思ひまして、Switchといったデバイスも青少年はよく使っているの、そういったところの調

査なりヒアリングが必要だと思いました。また、アプリストア運営者の観点では、ゲームプラットフォーム提供者、例えばEpic GamesやHoYoverseなど、アプリも提供しているし、ゲームプラットフォームも提供しているというような事業者に対して調査をして、できればヒアリングもできるといいのかなと思っておりまして、特に青少年に対してどういう対応しているのかについては、任天堂さんとか、Epic Gamesさん、HoYoverseさんはいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、森さん、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

ベストプラクティスではあるのですが、先ほども申し上げたのですが、例えばベストプラクティスを海外事業者に守ってもらうのにどうしたらよいかなど、現実的にはそういう話ではなくなっている面があると思っております、つまり、先ほど先進的事項の利用者行動のトラッキングの同意のところで出てきましたけれども、既に海外のプラットフォーム事業者、OS事業者等によって実現されているものをこちらから承認する形で、それはもちろん、プライバシーのためにいいことだから、例えば競争阻害要因などではないという形で追認する、つまり、こちらでお示ししているベストプラクティスというのは、我々の法規制のレベルの緩さによってそんなに先進的なベストプラクティスにはなっておらず、それがデファクト・スタンダードや、あるいは海外法令のレベルにぎりぎりどうにかというような、ベストプラクティスだと思うのです。つまり、海外では法制度であったり、あるいはOS事業者によって既に実現されていることを示していくというレベルのものなので、どちらかという御理解いただかないといけないのは国内事業者であったり、国内の他法令の考え方であったりするわけです。その限度でしか達成できていないという面はあるかなと思いますので、その中で海外のデファクト・スタンダード、それから日本においてこれはプライバシー侵害になる疑いがあるのではないかということを中心に、そうすると、もう一つは外部送信規律ですよね、当然、外部送信規律の改正でも視野に入っているわけですし、そこではブラウザに関することというのは既に議論されているわけですし、全く何もないところにブラウザについてのベストプラクティスをお願いしますと言っているわけではないので、ここで我々が議論しているSPSIというのは、何か新しいベストプラクティスを提案しているというよりは、既にかんりの部分、いろんなところで達成されている

ところに対して、少し追加、乗せていくというイメージで把握していただくのが現実的な理解なのではないかと思えます。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

今までのところでいろいろ貴重な御意見をいただいたと思いますが、事務局のほうから受け止めがあればと思います。よろしくをお願いします。

【小玉利用環境課課長補佐】 ありがとうございました。

木村先生からもいただきましたけど、利用者情報がSPSIなどに則って大切にされているかということを定点的な把握で、昔からSPOということをやらせていただいたので、そことの関連になってくると思えますし、呂先生からいただいたとおりののだと思いました。

2012年の図とのアップデートみたいなお話もありました点は、もちろん、適宜調査を進めていきたいなと思っております。

江藤先生、生貝先生からもいただきました、望ましい事項というところを区分していくというようなお話も、プリファード、あるいはストロングリープリファードというような概念、何かこういったところで新しい区分けをつくるということができればやっていきたいなと思っています。

それから、呂先生からもいただきましたように、他方、海外の事業者にどのように守らせるかというようなところとか、ソフトローであるので海外の事業者に守られないのではないかというような御指摘、また、森先生からいただいたように、既にもう海外の事業者でやっていることをSPSIの中に取り込んでいるので、むしろ、守ってもらうのは国内の事業者だというようなお話もありました。基本的にはこういった区分を考えていく中で、重みづけみたいなものはそれぞれ考えさせていただいて、また全体的な位置づけのイメージというのを事務局で考えさせていただければと思います。

それと、太田先生からもいただきましたデバイスのお話、ただ、時間にも多少限りがあるというところでもありますので、どこまでできるかというところはありますけれども、特に青少年が絡む部分について焦点を絞って何かしらできたらと思っていますし、デバイスについてたくさんやっていくということになると、時間も足りなくなってくるかもしれませんので、また、適宜、御相談しながら行っていきたいと思っています。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

私もほとんど皆さんが既にコメント、御意見という形でおっしゃっていただいているので、特にございません。

それでは、時間もありませんので、次の議論に移りたいと思います。

続きまして、資料18-4、青少年保護につきまして、事務局から改めて御説明いただき、もう一度、意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【吉田情報流通振興課企画官】 事務局でございます。

資料18-4を御覧ください。私、情報流通振興課、吉田と申します。

今回、SPSIの中で青少年について御議論いただくことになったわけですが、本日は青少年保護規定に関する検討の方向性といたしまして、青少年保護の背景の御説明と事務局で改定の方向性に関しましていくつかポイントを示させていただきました。これをもとに、足りない部分とか、さらに議論を深める部分等、御議論いただければと思います。

では、背景の説明から申し上げます。1ページでございます。

青少年によるインターネットの利用動向でございますけれども、オレンジの箱にありますように、青少年によるスマートフォン等を利用したインターネット利用率は、下の棒グラフにありますように9割以上で高止まりをしていて、利用時間に関しましても、右にありますように長時間化しており、利用内容としては、「動画視聴」、「情報検索」、「コミュニケーション」、「ゲーム」等が多いという状況でございます。こうした利用が増えるにしたがって、SNS等で被害に遭った青少年の数というのは、このページの一番下にありますが、高止まりをしているという状況でございます。

そして、次のページでございますけれども、こういう状況等も踏まえて、平成21年4月1日施行でございますけれども、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律、よく青少年インターネット環境整備法と呼称されていますが、これが制定されてございます。この中で、第3条の基本理念として、青少年の適切なインターネット活用能力習得、青少年の有害情報の閲覧機会の最小化、そして民間主導、国等は支援に徹するという基本理念が定められ、こういうものを踏まえて、基本計画を定めるということが法律に定められております。これが第8条でございますけれども、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的計画を定め、その実施を推進すると定められているのが環境整備法の建て付けでございます。なお、環境整備法の中では、代理店等も含む携帯電話事業者等に義務が課されてございます。

大きくは、青少年確認の義務であるとか、青少年等に対する説明義務、そしてフィルタリングサービス提供義務、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除きフィルタリングサービスの利用を条件に通信サービスを提供する義務やフィルタリング有効化措置義務等が規定されているものがございます。

そして、この法律に基づき、先ほどの第8条にありました基本計画の策定でありますけれども、本年9月9日に第6次基本計画が策定されてございます。この中では、様々な背景を踏まえて、利用制限ではなく、賢く使うという利活用前提の取組を進めることと、保護者への働きかけの強化、ペアレンタルコントロールの重要性等が定められているということが政策的な背景でございます。

次のページは、フィルタリングとOSのペアレンタルコントロールについての説明を記載しております。左がフィルタリングですけれども、携帯電話事業者等が保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が先ほどの法律に基づいて義務付けられております。次のペアレンタルコントロールに関しましては、OS事業者等が各社の自発的な取組として、Webサイトへのアクセスの制限、アプリのインストールや利用の制限、利用時間の管理等ができるペアレンタルコントロールというのが提供されているものございまして、実際の画面等はこの下の右側にあるコントロール機能というもので提供されているところでございます。

ここまでのページで、青少年の利用の動向、被害の動向、青少年保護に関する法律の規定の程度や計画、そして参考としてフィルタリングやペアレンタルコントロールというものを御説明したところでございます。

こうした状況を踏まえまして、SPSIで青少年保護について議論する場合、どういうことを議論していくかということを検討の方向性として資料をまとめさせていただいております。構成としては、基本的な考え方、アプリ提供事業者が行う望ましい事項等に関するもの、あとはApple StoreやGoogle Play、それ以外にも代替ストアがございますけれども、アプリストア運営事業者の望ましい事項に関するもの、AppleやGoogle等のOS提供事業者に関しまして、どういうことをSPSIに記載する青少年保護の観点で議論したらいいかというたたき台を記載してございます。

次の4ページでございます。青少年の保護に関するSPSI改定の方向性①（基本的な考え方等）と書いてございます。

基本的な考え方というところで、先ほどの資料等で申し上げたところを記載してござい

ます。青少年の安心・安全なインターネットの環境整備に関して、啓発活動において、フィルタリングの利用促進に向けた取組が現在中心になっております。2ポツ目にありますように、青少年のスマートフォン利用が急速に浸透している現状や、第6次基本計画において、「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」から、リテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」という方針が示されていることも踏まえて、SPSIの青少年保護に関する規定の考え方というのは、青少年の適切な利活用を促進するということを前提として取組を考えるべきではないかという基本的考え方を持って方向性を示させていただきます。

また、検討の方向性といたしましては、当然、SPSIですのでスマートフォンですが、特にアプリの利用と導入における青少年保護の在り方について検討すべきでないかという基本的な考え方、検討の方向性を示させていただきます。また、検討に関しましては、海外の取組、民間事業者の実際の取組も踏まえて、アプリ市場の健全な成長などとバランスを取りつつ、青少年保護の観点、アプリ市場の健全な成長と青少年保護の観点、両方を見ながら、アプリ提供事業者、アプリストア運営事業者、OS提供事業者等の関係者の役割を踏まえた検討を進めるべきではないかという基本的な考え方をこのページで示させていただきます。この辺を踏まえまして、個別にそれぞれについて検討の方向性を示させていただきます。

5ページでございます。スマホアプリをつくる提供事業者であるアプリケーション提供事業者が青少年保護の観点から取り組むことが望ましい事項として、この辺りを検討してはいかがかという項目、論点を出してございます。ただ、それ以外にも、こういうことに取り組むべきではないか、こういうことを議論すべきではないかという事項がないかという問いかけを箱の中で書かせていただいております。

具体的には、点線の中にありますように、アプリ提供事業者は、青少年向けアプリに、どのような内容を含まないようにすることが望ましいか、例えば青少年の健全な育成に害するもの等様々ございますけれども、どういう内容にすべきかということについても御議論いただければと思います。

また、2ポツ目にありますように、アプリの中身というよりも機能でございますけれども、アプリ提供事業者は、青少年向けアプリに、どのような機能を備えることが望ましいか、想定される例としては、例えば不適切な投稿を防止する機能や利用者から何かあったときに通報、助けを求められる機能や不適切な言動を行う他の利用者をブロックする機能

等、こういうものも備えることが望ましいかどうかというものも論点として提示させていただいております。

また、これらの機能以外にも、アプリの内容以外で何か機能として留意すべきことはいかということ、想定される例として、アプリ外のリンクや課金要素に関して、ここで青少年に不向きなものにならないようなものをSPSIの議論の中で検討すべきかどうか、この辺に関しても御議論いただければと思います。

また、4つ目のポツ、中身と少し違いますけれども、アプリは、往々にして広告が表示されますが、広告をどう考えるかについて論点として出させていただいています。例にありますように、青少年に不適切な内容や詐欺的な広告等が表示されないような機能を備えるといったこと、そういうところも考えられますが、それらをSPSIの中で含めるのがあるのか、含めるのであればどういうものがあるのか等に関しても論点になると思います、記載させていただいております。

次のページでございます。アプリストア運営事業者に関する規定として考えられる論点を書いてございます。アプリストア運営事業者というのは、先ほど少しありましたように、AppleとGoogleはApp StoreやGoogle Playを運営しておりますけれども、それ以外にも、代替アプリストア、サードパーティーのストアとよく言われておりますけれども、今後、ゲーム会社といった様々な会社等がアプリストアを開設することが海外では既に始まっておりますし、日本でも起こる可能性もあるところでございますが、それらも含めたアプリストア運営事業者に関して、SPSIではどういうことを検討していくべきかということでございます。

内容というところの箱の1ポツにございますように、アプリストア運営事業者は、自らのアプリストアに掲載するアプリに関して、レーティング、年齢、カテゴリー分けというのをするようになると思いますけれども、これに関して、SPSIで規定する等、何か書く場合に留意すべきことや議論すべきことがあるのではないかとこの論点を出させていただいております。想定されるレーティングというのは国際的な基準によるべきではないか、またはそれ以外、アプリストア同士の様々な基準があるところ、どういうものを規定すべきか等、こういうものをSPSIに書くべきではないかということについても御議論いただければと思います。

また、2ポツ目にありますように、青少年保護の観点から、アプリの審査というのをアプリストアが行っているわけですし、今後行うわけですが、そのときにどのような審査

事項があるのかということに関しても御議論いただければと思います。アプリ提供事業者がどのようなものを備えるかというのは前のページのアプリのところで示していますが、審査の際にアプリストア事業者はどこまで見ればいいのか、どこ以上は見ないといったことやここだけを見ることが望ましい等に関しても御議論いただければと思います。

手続のところでございますけれども、上の審査の面に関して、アプリストア事業者がアプリの審査を行う際に審査手続で留意すべきことは何かということで、例えば手続であれば審査要件の設定・公表、標準処理期間を設定・公表し、掲載拒否の場合の結果の通知等々ございますけれども、こういうものについて、何かしらSPSIで定める必要があるのか等について御議論いただければと思います。

次のページ、7ページ、最後のページでございます。ここはOS提供事業者、AppleやGoogle等が想定されますけれども、ここに関する論点として幾つか示させていただいて、そのほかに取り組むべき望ましい事項は何かということでございます。

内容というところの1ポツ目ですけれども、OS提供事業者は、青少年保護の観点からアプリストアに掲載を希望する個別アプリに関して、アプリストア運営事業者の審査とは別に、審査を行う必要はあるのかと書いてございます。これは、アプリをつくった事業者がいて、スマホで売りたい場合、先ほど前のページで御説明したアプリストアに掲載かどうかを審査されるわけですけれども、それにアドオンで、OS提供事業者が青少年保護の観点から審査を行う必要があるのだろうか、あるとすれば、SPSIでこの辺をどう書くかというところの御議論をいただければと思います。

2ポツ目ですけれども、仮に上記の場合で審査を行うとして、OS提供事業者がどのようなものを青少年保護の観点から審査することが望ましいのかという点、そして3つ目のポツになります、その場合の留意点とは何かということに関しても御議論いただければと思っております。

最後の手続のところは、これはOS提供事業者がアプリを審査する場合、上のところであった論点でございますが、審査するのであれば、手続に関していろいろ問われることになると思いますけれども、この手続について留意すべきことやこの辺りでSPSIに書くべきことなどあれば御議論いただければと思っております。

SPSIの改定において、青少年保護に関してどのようなものを入れるべきかという初めての議論でございますので、事務局から論点を示させていただいておりますが、ここが足りない、こういうものを深掘りすべきだ等の意見を幅広くいただいて、この資料等もブラッシュ

ュアップしていきたいということで御議論いただければと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思います。先ほどと同じくチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、私から御指名させていただきます。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、寺田さんですかね、お願いします。

【寺田構成員】 御説明、ありがとうございます。個々の論点については今後の中でいろいろとお話を進めていくことになると思いますが、その前に前提となる部分を少し整理させていただければと思っています。

まず、最初の段階で、青少年の適切な利活用を促進することを前提として、この件に関しては賛成ですが、年齢によって、かなり段階的に考えないと思っています。低年齢層だと、やはり強い保護の規制というのが必要になってくるでしょうし、年齢が上がるにしたがって、法的な規制とかそういったものよりはリテラシーを高めるといった観点、そういった方向性で考えていく必要があるだろうと思っています。

それから、全体としてアプリが独り歩きするような考え方というのはよろしくないなと思っています。ネットの利用全般に対してというところを基本に考えて、その上でスマホを使う場合、さらにそのスマホでアプリを使う場合、こういったところをちゃんと明確にして、構造的にした上でお話をしていかないと、アプリだけが独り歩きしてしまっても、肝腎の青少年のリテラシーを高めるといったところに寄与しない場合が起こり得るので、そこは気をつけて前提として書いていく必要があるのかなと思っています。

それから、レーティングはグローバルの指標で、IARCがあつて、グローバルでは結構使われているというのがありますが、日本は全然ここに参加できていないというのがあるので、そこを考えると一つあるかと思いますが、それとは別に、かつてEMAにおいて審査基準や、アプリの基準などをかなり事細かく決めたという経緯があります。少し前になってしまうので、全てが今のものに合うかどうかというのはもちろん違うと思いますが、この辺りが非常に参考になるとしますので、一度、その辺りを掘り起こして調査していただければいいのではないかと思います。

それから、OSは、中身に入ってしまうかもしれませんが、難しいのではないかと思います。

す。OSは機能を提供するというのが基本的なところですので、その機能をどう使うかは、それぞれのアプリを開発する、提供する会社の話であって、それぞれのアプリについて、OS事業者が個々にそれを確認するというのはやはり少し非現実的だなと思っています。違反がある、こんな使い方困るといった形でOSを使わせないというのも、現実的ではないなと思っていますので、ここはOSというよりは、やはりその上の、実際に開発したり提供したり、あるいはストアでやったりというところがゲートキーパーとしてしっかりと見ないといけないところだと思っています。

最後に、大前提になるのが年齢確認や年齢認証だと思うのですが、現実的な解決策というのがない状態のまま、このお話を進めていくのは結構厳しいことになるのではないかと考えています。各事業者がその辺り、どこまでやればいいのかが見えてこない、現実的な保護や、リテラシーの向上につながりにくいと思っています。典型的な例でいけば、例えばプリクラの写真をスマホのアプリで保存するだけみたいな場合に、本当に年齢確認が必要ですかみたいなところまでいってしまいますので、年齢確認がどういう場合に必要なのか、必要な場合どこまですればいいのかといったところはしっかり前提としてつくっておかないと難しいと思っています。

私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、上沼さん、お願いします。

【上沼構成員】 私からもお話をさせていただければと思います。

まず、スライドの2ですが、基本計画の概要で出ている利用制限から利活用前提へということ自体について本当にそのとおりですが、正直言えば、日本では、利用制限と言ったことないはずだとも思っておりまして、環境整備法も、基本は利用制限ではなく、使わせるために青少年の有害情報閲覧機会を最少化しようという前提だったと認識しております。最近制定されているこどものSNS禁止のような諸外国の法令のような方向ではなかったと思います。

その上で、今回の検討をするに当たって、②は低年齢だけの問題ではなく、技術的手段による青少年保護の推進というのがどこまでアプリ等の検討の中でできるのかというところだと思います。今、寺田さんもおっしゃったように、青少年保護の場合は、一番重要なのは発達段階に応じて全然違うので、どうしたってレーティングとセットになります。今の仕組みですと、レーティングとセットにしようとする、OSの機能としてのレーティン

グを使わざるを得ないということになるので、OSのレーティングの機能を使うときに、そのレーティングの基準がどこになるのかが問題になってきます。ここを国際的な基準としてしまうと、日本の社会文化に合わない可能性があるので、日本の社会に合ったレーティングということが必要だと思っています。先ほど寺田さんがおっしゃっていたIARCの基準は、質問紙は全部同じですが、各質問の意味づけが異なっていて、質問紙に答えていくと、各国に合わせてレーティングが払い出されるという仕組みがあり、それにより簡易にローカライズが可能というのが肝なのですが、寺田さんがおっしゃったとおり、日本は入っていないので、日本のローカライズができないというところが一番の問題だと思っています。ですのでレーティングの仕組みをどう機能させるのかというところと、その基準をどうするのかというところが、まず、青少年保護の観点からは一番重要だと思います。

大きなところで以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、太田さん、お願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。

寺田さんと重なるところが多いのですが、説明いただいている資料ではスマホアプリに限定されてしまっているように見えますので、先ほども言ったとおり、Switchなどのデバイスや、子供が利用するウェブサイトとかも対象とすべきなのではないかというのが1つ目です。

もう1点も重なるのですけれども、年齢確認をどこまでやるのか、どこまで親の承諾の確認を行うのかについては検討の必要があると思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、木村さんですかね、お願いします。

【木村構成員】 木村です。

御説明を聞いていて、私も以前、青少年の対応に関わっていたことがありまして、当時禁止すべきという話も消費者団体の中ではあったのですが、これだけ青少年にネットが普及しているため、禁止して裏に潜ってしまうよりは利活用しましょうということで活動してきたことを懐かしく思い出しました。

今、オーストラリアでは禁止という話も出ていますし、私もどうなのかなと思いつつなり行きを見守っているところですが、きちんと情報を正しく得るという手段を青

少年から奪うことはいけないと思っています。

それで、今回、レーティングといったこともそうですが、私がこの頃、よく苦情として聞くのが広告です。もちろん、青少年に対してだけではないですけども、本当に見るに耐えない広告がよくありまして、母親としては、表現的に子どもに見せたくないようなものがあからさまに見えてしまうことが本当に困ってしまうという声をよく聞きますので、今回、広告というところが項目に入っていましたので、ぜひここも踏み込めたらいいと思っております。広告に興味を引かれて、そこから詐欺などいろんなサイトに行ってしまうと、個人情報盗まれてしまうということもあるので、そこを今回、私は特に強調させていただきたいと思います。

以上です。

【山本主査】 どうもありがとうございます。

それでは、生貝さん、お願いします。生貝さん、それから太田さんのコメントで一旦、事務局に渡そうと思います。

それでは、生貝さん、お願いします。

【生貝主査代理】 分かりました。ありがとうございます。

改めて、ソフトローというレイヤーであってもしっかり考えていくということは重要な機会であり、それに当たっては、特にアメリカで今、審議が進んでいるKids Online Safety Actや、既に成立して施行が間近のイギリスのOnline Safety Actにおける子どもの保護に関する特別に設けられた条項なども参考にしながら、まさに現在、国際的に共有されつつある、然るべきオンライン空間での子どもの保護に関する施策の枠組みというものとはどのようなものなのかをしっかりと把握しながら、我が国の望ましい在り方を考えていくという作業がよいのだろうと思います。

まず、基本的な考え方というところで、これはアプリ提供者でも、OS事業者でも、あるいはアプリストアの事業者でも、全体として、子ども、青少年の利用者というものを、起こり得る害から守るための、保護するための、まさにある種の注意義務、しばしばどの法律でも最近、duty of careという言葉が必ず使われているようになっていますけれども、これを日本語では責務としばしば置き換えられることもありますけれども、負うということ。そして、それを最小限に抑えるため、広く自らしっかりリスクを評価して、それを再評価しなければならないという大きな枠組みとしての責務を負っているということは明確に書いてもよいのかなと思います。

その上で、やっぱり現代世代のこどもの保護というふうに言ったときに、10年前と違うのは、10年前は主としてフィルタリング等の閲覧の防止に焦点を当てていたのですが、御案内のとおり、今それこそ、アルゴリズムであるとか、中毒性であるとか、あるいはサービスがもたらす青少年の精神的発達に対して与える影響といったように、関係する要素が閲覧の防止だけではなくてきている、そういうことをしっかりリスク評価をしながらサービスを提供していただく必要があるのだということをもまずはしっかりと書いていただく価値があるのかなと個人的に思っているところです。

それから、2点目のところとしては、今のところに関わることですが、もう一つの考え方としては、fiduciary dutyというか、まさにこどもの最善の利益のために行動しなければならないといったところまで責務としてあるということを書くという選択肢もある。このことも一つ、考え方として検討してもよいのかなと思います。

3つ目としては、今、木村様からおっしゃっていただいたとおり、やっぱり広告は広告としていろんな問題がこの分野でもあるので、広告については特に取り上げて考えていただく価値があるのだらうと思いました。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、太田さん、お願いします。

【太田構成員】

今の広告の観点で、情報収集モジュール提供者についても検討する必要があるのかなと思います。資料の中では出てきていなかったもので、そこも追加いただいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、一旦、ここで事務局からお願いできますか。

【吉田情報流通振興課企画官】 事務局でございます。

寺田構成員からいくつか論点をいただきました。年齢によるもの等をしっかり見ていくべきではないか、また、全体としてアプリだけではなく、ネット利用全体に関してリテラシーを高めることも必要なのではないかという御指摘もいただいたところでございます。アプリ利用のところにに関して議論をすることやその後どうしていくかなど、この辺りは青少年保護の観点が多岐にわたりますので、4ページの基本的な考え方にありますよう

に、段階的に、まずはアプリ利用動向について議論をして、その後、他のものについても議論していくなど、そういう順番等も考えながら、ある程度、広くカバーしていきたいなと思ってございます。

また、リテラシーに関しましては、様々なところで議論もされているところがございますので、その検討状況や政策の動向を見ながら、ここにどういうふうに記載していくのか、またはそういうものを参照していくのか等についても検討していきたいと思ってございます。

レーティングに関して、国際的基準でIARC等があるところがございますが、過去、EMAについても様々な検討や取組等が行われたところがございますので、この検討に際しましては、EMAの取組等も参考にしたいというふうに思っております。

そして、OS事業者がどういうものを審査すべきかどうかというところに関しましては、年齢確認との関係をどうするか上沼構成員からもいろいろ御指摘いただいたところがございます。青少年保護に関しましては、年齢をどのように確認して、それに合わせ適切にレーティングをしていくのかというところがあると思います。これに関して、年齢確認の取組というのは、OSの機能を使わざるを得ないというところもございますので、その辺も踏まえながら、OS提供事業者に対しては、まずはアプリのもの、審査や取組等を議論していきたい。インタラクションについては、少し議論をしていきたい、検討していきたいと思っております。とはいえ、それが無制限に広がってもよくないというところもございますので、その辺りもある程度、OS提供事業者がどこまでアプリのところに関して関わられるのかというのは、過剰にならないようなものを少し検討していきたいと思ってございます。上沼構成員からの1つ目のところは、今、申し上げたとおりでございます。

そして、上沼構成員からも一つ、レーティングのIARCに関し、基準はあるが、意味づけが異なっているところがあるのではないかとご意見をいただきました。6ページのアプリストアの1ポツ目、想定される例として、国際的な基準その他合理的な基準と書いてございますが、SPSIに書く場合、レーティング等に関してはどういうものを使うのが望ましいかということに関しましては、上沼構成員がおっしゃったみたいに、国ごとに様々で状況も違います。日本と海外ではどういうものを青少年保護の観点から重視するか意味づけ等も異なるところなので、こういうものを踏まえながら、日本の文化、環境等に適切に合ったレーティング等が行えるように、この辺りの書きぶりや検討の仕方等については、今の上沼構成員の御指摘も踏まえながら、ある意味、日本の文化というものを踏まえたもの

を考えていきたいと考えております。

太田構成員から、Switch、ウェブサイトがあるのではないかと御指摘がありました。これに関しましては、それらをどこから先に検討していくか、ある意味、順番とはあると思いますので、まずはスマホのアプリ等を検討しながら、Switch、ウェブサイト等も、全体のSPSIの検討範囲という議論もございますので、検討はしていきたいと思います。順番の入れ繰り等は少し検討したいと思いますし、また、広告に関して、情報モジュール提供事業者も検討すべきではないかと御指摘もいただいたところですが、ここに関しても、検討の順番等については問題意識と御指摘は拝聴いたしましたので、順番は検討していきたいと思います。

木村構成員から、広告についてということはしっかり踏み込むべきではないかという御意見に関しては、5ページのところにありますアプリで表示される広告についてどう考えるか、青少年に不適切な内容を表示されない機能を入れることが望ましいという形で、アプリ提供事業者に働きかけていくべきではないかなど記載させていただいております。実際に、どのようにSPSIに記載をすべきか、どのように検討していくべきか、まさに問題意識は非常に大きくありましたので、ここも検討していきたいと思っております。

生貝構成員からはOSA等様々な取組について言及いただきましたけれども、まさにリスク評価ですね、この辺りの動向を見ながら検討していきたいと思います。リスク評価における枠組み等に関して書いてもよいのではないかと御指摘もいただいたところですが、これを青少年保護に関して書く場合に、この辺りの記載等も踏まえて書いていきたいというふうに思います。

生貝構成員の2点目のどこまで保護するか等の視点とは十分踏まえていきたいと思いません。

生貝構成員の3点目は広告についてでございます。これは木村構成員からの御指摘と同じですが、現在、デジタル広告の中で、出るべき広告以外が出てしまうという問題は既に様々なところで起こっているところでございますので、出るべき広告がきちんと出るように、出るべきではない広告が出ないようにするにはどうするのか、それを青少年保護の観点からどう確保していくかというのをこのSPSIの中でも言及していければと思いますので、御指摘を踏まえながら検討していきたいと思いません。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、米田さん、呂さん、それから江藤さんの順番でお願いできればと思います。

それでは、米田さん、お願いいたします。

【米田オブザーバー】 ありがとうございます。米田でございます。

青少年の保護という観点から、スマホの利用実態について、私自身も高校生や中学生を見ておりますが、様々なアプリが利用されている現状に注目しております。特に、ソーシャルメディアやゲーム、そして教育アプリなど、その利用目的は多岐にわたります。本会においては、これらのアプリの利用実態をより詳細に分析し、その中で潜むリスクを特定していくことが重要だと考えています。健康への影響や不適切なコンテンツへの接触など、具体的なリスクを明らかにし、その対策として、ペアレンタルコントロールの効果や、アプリのユーザー認証機能、青少年向け機能の整備状況などを検証していくべきです。海外の事例、特に欧米やオーストラリアにおける取り組みを参考にしながら、日本の民間企業が行っているキッズ向けの取り組みもあわせて検討することで、より効果的な対策を模索していくことが可能になると考えます。

以上でございます。【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、呂さん、お願いします。

【呂構成員】 ありがとうございます。

私がかんがってないだけかもしれないのですが、青少年のオンラインでの保護ということについて、最近、こども家庭庁でもインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループというのを設置されて、まさに事務局から御紹介いただいた資料18-4の2ページの第6次基本計画などに基づいて検討を進められているのだと思うのですがけれども、この位置づけの違い、こども家庭庁でも御検討されていて、こちらのSPSIではどういったことをやっていくのかといった方向性が理解できればいいかなと思います。もし適切であれば、こども家庭庁の検討状況についても、適宜、インプットいただけると参考にできると思いました。

以上です。

【山本主査】 貴重な御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

それから、江藤さん、お願いします。

【江藤構成員】 私からは簡単に2点お願いします。

1つ目は、今回のアプリ関連事業者への規律が有効な手段となり得るのかという観点から、いただいた資料の1ページ目、青少年に対する被害という内容を語るときに、ここに

は児童ポルノや児童買春、青少年保護育成条例違反とございます。今回、アプリ関連事業者に対して、ガイドライン、イニシアティブとして規律をお示しするということに、一体、こういう問題を本当にこの規律で防ぐことになるのか、裏を返すと、今のアプリの在り方からこういった被害が生じているのかということではもう少し注意深く見る必要があるかなと思っています。そうでないと、結局、アプリ審査などで要件を課したところで被害は減らないというようなことにもなりかねませんので、その点ではもう少しきめ細やかな議論をする必要があるかなというふうに思っています。

その観点から、児童買春以外での被害という面でいうと、先ほど来から出ているオーストラリアなどでは、10代の自殺率などが高い、これが長時間のSNSの利用に起因しているのではないかと、そういった立法事実から法規制にも踏み込んでいますので、我々が安全や安心という言葉で語るときに、一くくりにするのではなく、一体、いかなる被害が生じているのかを実証的にデータでお示しいただきながら、その上で、いかなる審査を義務づけるかという点を議論しないと、ふわっとした議論に終わってしまうのではないかなという危惧を抱きました。

2点目は、先ほど来のSPSIの対象カテゴリーの問題について、青少年、おそらくアプリというよりは、どちらかというところ、こういった危険なサイトなどを見るときというのはブラウザを通じてウェブサイトから検索していることが多いのかなというふうな印象を抱いています。いわゆるわいせつなものとか、基本的に最近、大学1年生になった皆さんにお聞きすると、男子で高校生のときにスマホでそういったことを見たことがないという人に私は会ったことがありませんので、彼らはもちろん、オフィシャルなルートを閉じられているので、裏サイトに潜り込んで無料で見ているわけですが、そこから少し怪しげなサイトに飛んでしまったり、あるいはよくないことで誰かに誘惑されたり、そういった経験がある人もいますので、この辺、対象カテゴリーの問題とも絡んでくるような気がしますので、その点も先ほどの議論と紐づけて議論する必要があるというふうに考えております。

以上2点、よろしく願います。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。

今の江藤さんのお話と関連したことを私も考えていまして、今、諸外国で問題になっているアディクションと申しますか、依存症のような話をどう考えるか、そこに紐づいているメンタルヘルスの問題、DSAでも規定のあることにも対するプロファイリングに基づく

レコメンデーションの規制みたいなことですね、こういったものをどういうふうにかということがあるかなと思いました。

それから、江藤さんがまさにおっしゃっていただいたように、どういうものを被害と見て、その被害を防ぐため、このSPSIは、まさに「スマートフォン・プライバシー・セキュリティ・イニシアティブ」ということですので、直接的に何かせよということよりも、その被害を防ぐために、「プライバシー」や「セキュリティ」の観点からどういう対策、対応を求めていくのかということも考えないと過剰に守備範囲が広がってしまうこともあると思いましたので、その射程のことも含めて、今後検討いただければと思いました。

それでは、ここまでのところで、一応、お手が挙がっている方には御発言いただいたのではないかと思いますけど、ほかの方、いかがでしょうか。

それでは、森さん、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

それでは、少しお時間あるようですので。今、山本先生におっしゃっていただいたSPSIの守備範囲の問題は非常に重要だと思っていて、もちろん、SPSIをそのままにして、青少年に対してセキュリティとプライバシーからアプローチするということは、まさしく情報収集モジュール提供者によるDMPのデータベースによるプロファイリングや働きかけを青少年の場合にどう特別に規律していくのかといった考え方がある一方で、この際ですので、プライバシー、セキュリティ、青少年保護を全部ならし、その場合、SPSIという名称ではなくなりますけれども、SPS青少年イニシアティブ、スマートフォン安心・安全イニシアティブとかになるのかもしれませんが、そういったようにしてしまう考え方もあると思っています。そうなりますと、今度はスマホソフトウェア競争促進法の正当化事由の3つときれいに対置されるということになりますので、それでもいいのかなと思いますが、そこはやはり今後議論していくべきことだと思います。

江藤先生から御指摘のありました実態がどうなっているのかというのは、実はEMAがあった頃によく警察の資料で福祉犯に至るプロセスがどうだったかが公表されていて、上沼先生と議論したことを何となく記憶しておりますけれども、まさにアプリ別で、バイネームで、ここで最初の接触がありました、その次にどのSNSに行きました、といったことが統計上出ておまして、福祉犯につながりやすいSNSのアプリとそうでないアプリというのがはっきり出ていたかと思います。今でもそういう統計はあると思いますので、その辺について、また事務局から御紹介いただければと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、上沼さんからよろしくお願いします。

【上沼構成員】 今、ちょうど森先生がおっしゃっていたスマホ新法の正当化事由に青少年保護も入っているので、検討してもよいのではないかと考えていたのが1点目です。

また、リスクの観点でいうと、2021年のOECDのリスクタイプロジー、青少年のネットのリスク分類が割と網羅的に書いてあり、分類上も分かりやすいと思うので、これを念頭に置いてもよいのではないかと考えています。この中に依存とか中毒性のは出てこないんですけれども、分類にまたがる横断的なリスクとして、プライバシー・リスクや先進技術、AIの問題、健康福祉リスクが入っていて使い過ぎによる健康被害のところが入ってくる形になるので、このリスクを念頭に置きながら検討するというのは頭の整理にはなるのかなと思っています。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。本当に射程ですよ、ね、「SPSI」というタイトルがどれぐらい我々を縛ることになるのか、それとも例のサイドローディング的な話との兼ね合いの中で、もう少しそちらに合わせた議論をしていくのかは、「SPSI」のアイデンティティーに関わる問題だと思いますので、しっかり検討していく必要があると思いました。

事務局のほうで、クイックで何かあればぜひお願いします。

【吉田情報流通振興課企画官】 ありがとうございます。事務局でございます。

米田構成員からの御意見に関しては、利用実態を調査してから、この辺りをしっかり調べていきたいと思っています。

呂構成員から子ども家庭庁の検討会の状況も踏まえているのかといただきましたけれども、子ども家庭庁においては、これらの計画を踏まえて、青少年の利用に関してどういう課題があるか、まさに状況の把握や検討等を開始したところでございますので、ここでのSPSIの議論もある程度進みましたら、連携を取りながらインプットしていきたいと考えてございます。

江藤先生から御指摘いただいた、提示された青少年の被害実態とその解決策というのはきちんとリンクしているのかというのがございます。この点、SPSIで議論する内容がどこからで、どういう青少年の被害実態の解決策につながるのかというのを少し整理しながら検討を進めたいと思っています。

そのほか、山本主査、森構成員からもございました守備範囲の問題に関しましては、青少年の保護に関してどこまで議論していくか、SPSIのプライバシーとセキュリティの観点からだけなのか、それとも、青少年保護はスマホ新法等でも議論されてきて、走らせたものでございますので、ある程度広げてもという今の御意見を伺うと良いと思います。この辺りは少し状況等を見ながら考えていきたいと思います。どこまで枠を広げられるのかというのをこちらでも考えて、また、主査とも御相談したいと思っております。

上沼構成員から先ほどの範囲の話とあわせて、OECDのタイポロジーの話をいただきました。海外の動向を整理されているものもございまして、この辺りも踏まえて、課題が何なのか、やるべきことは何か、リスクはどのように分類されるのかという整理学も海外動向と本日いただいた御議論も踏まえて整理したいと思っております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。青少年保護の問題、課題は本当に喫緊の課題だと思いますので、先ほどのこども家庭庁の議論とも連携と申しますか横目で見ながら、しっかりと議論をしていければと思います。

これ以上、意見がないようでしたら、この辺りで意見交換を終了させていただこうと思っております。よろしいでしょうか。

本日、本当に貴重な御意見、御論点をいただいたと思っておりますので、事務局とも相談しながら、次回以降の検討にフィードバックできればと思っております。ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。

次回会合ですけれども、年明け、来年1月を予定しておりますが、別途、事務局から御案内を申し上げます。

また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認をいただいた後、公表することを予定しております。

本年最後の会ですので、利用環境課長の大内から御挨拶をさせていただければと思います。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。利用環境課長でございます。

年の瀬のお忙しい中、闊達な御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

私から1点だけ、SPSIの再整理の件につきまして、ちょっと趣旨を御説明したほうがい

いかなと思いました。

本日お示したのは、先ほど事務局から申し上げたとおり、議論のたたき台でございますけれども、おそらく先進的とされているものも望ましいからこそ進められているということでしょうから、先ほどの三角形の絵でいいますと、基本的には、より下の方向に向かって御意見を多々いただくのだろうと思っております。

一方、政府全体で見ますと、スマホアプリの在り方につきまして、消費者保護、透明性の確保に加えまして、公正競争という議論も進んでおりまして、構成員の皆さんからも御指摘ありましたとおり、一部制度整備も進んでいる中で、多角的な観点からの利益衡量を求められている状況でございます。消費者目線に立った上で優先順位をつけていくという観点も必要だと考えていますので、御理解いただいた上で、ぜひ引き続き御意見いただければと思います。SPSIのネーミング含めて、本日いただいた御意見を踏まえて、次回会合にしっかりと備えてまいりますので、引き続き青少年保護を含めて御議論いただければと思います。並行して、事務局レベルでも公正取引委員会とは連携していきたいと考えていますので、随時、御報告差し上げます。改めて感謝申し上げます。

よいお年をお迎えください。ありがとうございます。

【山本主査】 大内課長、ありがとうございました。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第18回会合を終了させていただきます。

本日もお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

どうぞ皆様、よいお年をお迎えください。